令和２年 12 月４日

保護者　様

富士宮市教育委員会
（教育部・学校教育課）

新型コロナウイルス対応に係る今年度のインフルエンザ対応について（依頼）

日頃より本市小中学校の教育活動に対しまして、多大なる御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、今年度のインフルエンザの対応について、検査による新型コロナウイルス感染のリスクを考慮し、医療機関の判断によって、インフルエンザの検査を行わない場合があります。

つきましては、富士宮市小中学校のインフルエンザ等に関する対応を当面の間、下記のとおりにすることといたしました。お手数をおかけして申し訳ありませんが、対応について内容を御確認の上、御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

１　期　間　　令和２年 12 月７日（月）から当面の間

２　今後の対応について

(1) インフルエンザ（またはインフルエンザ様症状）の診断が出る場合は、医療機関から発行される「インフルエンザ罹患証明書」を登校の際に保護者が署名の上、学校に提出をお願いします。

(2) 医療機関がインフルエンザの検査を行わず、「インフルエンザ様症状」として診断する場合があります。その際も、インフルエンザと同様の出席停止とします。（出席停止期間は、発症後５日、かつ解熱後２日経過するまで）

(3) 罹患証明書が発行されない場合は、出席停止解除にかかわる証明書（第 15 号様式の３）を学校から受け取り、登校の際に保護者が記入の上、学校へ提出してください。出席停止解除にかかわる証明書は、学校ホームページに掲載されているものを印刷して活用することもできます。

(4) インフルエンザ等の診断がなく「かぜ症状」である場合は、これまでの新型コロナウイルス感染防止対応の出席停止とします。（出席停止期間は、症状が改善されるまで）

３　その他

(1) インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症拡大防止対応以外の出席停止に関しては、これまでと同様の扱いとし、登校の際には、出席停止解除にかかわる証明書（15 様式の２）を学校へ提出するようにお願いします。

(2) 別紙様式にて、感染症対応について示しましたので参考にしてください。